

千葉県告示第806号

道路の供用の廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり廃止します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和元年9月30日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年9月30日

千葉市長 熊谷俊人

路線名	供用廃止区間	廃止年月日
市道 天戸町49号線	花見川区天戸町901番1から 花見川区天戸町758番まで	令和元年9月30日
市道 天戸町62号線	花見川区天戸町910番1から 花見川区天戸町904番まで	令和元年9月30日
市道 天戸町63号線	花見川区天戸町908番1から 花見川区天戸町973番3まで	令和元年9月30日